

鹿児島県事業継続緊急支援金に関するよくあるご質問 Q & A

※Q & Aは随時更新してまいります。

令和3年2月16日

2月26日更新

3月5日更新

<概要について>

Q 1. 支援金の概要について教えてください。

【2月16日変更】

A. 今回の鹿児島県事業継続緊急支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業収入が大きく減少し、厳しい状況にある県内事業者の事業継続を図るため、県独自に給付するものです。

令和2年12月から令和3年2月までの間の月間事業収入が、平成31（2019）年又は令和2（2020）年の同月比で70%以上減少している事業者を対象に、20万円を上限として、事業全般に広く使える支援金を給付するものです。

※ 給付要件や申請方法などの詳細は、県ホームページに掲載している申請要領をご確認ください。

Q 2. 給付対象者が拡充された理由を教えてください。

【2月5日追加，2月16日変更】

A. 県の感染拡大警報の発令に伴い、飲食店への営業時間短縮要請や、感染拡大地域からの来県自粛要請、県民への往来自粛要請などを行ったことによって、特に大きな影響を受けている業種の事業者に対して、事業収入の減少率の要件を緩和するとともに、支援金を上積みすることとしました。

令和2年12月から令和3年2月までの間の月間事業収入が、
平成31（2019）年又は令和2（2020）年の同月比で
△50%以上△70%未満：上限額20万円
△70%以上：上限額30万円

- ① 5市の時短要請対象外の飲食店，5市以外の飲食店
- ② タクシー事業者，運転代行業者，飲食店の直接取引先
- ③ 宿泊業，旅行業，貸切バス，レンタカー

※ 上記以外は、売上減少率70%以上であれば、20万円の給付対象。

Q 3. 支援金の使い道に制限はありますか。

A. 用途は限定されていないため、個々の状況に応じて事業継続のために広くお使いいただけます。

Q 4. 算出方法における事業収入とは何ですか。

【2月16日追加】

A. 確定申告書類において事業収入として計上するもの（売上）です。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。

※ 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の方については、給付要件を満たせば対象になります。

Q 5. 副業の売上が減少している場合、対象となりますか。

【2月16日追加】

A. 確定申告において事業収入があり、給付対象の要件に合致する場合は、対象になります。

Q 6. どうやって売上減少率を計算するのですか。

【2月16日変更】

A. 原則として、国の持続化給付金と同様、売上台帳などで対象月（令和2年12月～令和3年2月）の月間事業収入を、確定申告書で平成31（2019）年又は令和2（2020）年の同月の月間事業収入をそれぞれ確認し、売上減少率を算出していただく方法を想定しています。

※ 詳細は、県ホームページに掲載している申請要領をご確認ください。

Q 7. 令和3年1月の売上減少率を算出すると、69.9%でした。小数点以下の取り扱いについて教えてください。

【2月16日追加】

A. 小数点以下の切り上げ、四捨五入は行いません。

よって、お尋ねのケースは、申し訳ありませんが対象外（拡充対象業種に該当する場合は減少率50%以上であるため給付対象）となります。

Q 8. 新型コロナウイルスの影響を受け、令和3年2月末まで休業し、3月からの再開を考えています。その結果、2月の売上がゼロとなり、売上減少率は100%となりますが、申請できますか。 【2月16日追加】

A. 実際に2月をすべて休業して売上実績がゼロの場合、2月を対象月として申請が可能です。

Q 9. 令和3年2月の売上が70%以上減少する可能性があります。まだ確定していません。見込みでも申請できますか。 【2月16日追加】

A. 申請は売上実績で行っていただきますので、見込みでは申請できません。

Q 10. 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできますか。 【2月16日追加】

A. 申請は、法人又は個人事業者単位で認められるため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q 11. 国の持続化給付金や市町村の給付金等と重複して受給できますか。前回の県事業継続支援金を受給しましたが、今回も申請できますか。

A. 要件を満たせば、重複して受給することは可能です。

Q 12. この緊急支援金は、複数回受給することはできますか。 【2月16日追加】

A. 複数回受給することはできません。

Q 13. 令和3年1月を対象月として申請したいと考えていますが、令和2年分の確定申告が済んでいません。確定申告をしないと申請できないのですか。 【2月16日追加】

A. 令和3年1月又は2月を対象月とする場合で、前年である令和2年分の確定申告が済んでいない方は、前々年である平成31年1月又は2月の事業収入と比較して要件を満たせば、給付を受けることができます。

Q 1 3 - 2. 令和 2 年分の確定申告を済ませ、令和 3 年 1 月を対象月として令和 2 年 1 月の売上高と比較して売上減少率を計算すると、4 0 %でした。支援金の給付は受けられないのですか。【2 月 2 6 日追加】

A. 令和 3（2021）年 1 月又は 2 月を対象月とする場合は、令和 2（2020）年の同月又は平成 3 1（2019）年の同月の売上高と比較して売上減少率の要件を満たせば、給付を受けることができます。

申請書に添付する確定申告書の写しは、対象月と比較した月が属する年のものを提出してください。

※ 令和 2（2020）年 1 2 月を対象月とする場合は、令和元（2019）年 1 2 月の売上高と比較できますが、平成 3 0（2018）年 1 2 月と比較することはできません。

<給付対象者について>

Q 1 4. 「中小法人等」とは、どのような法人のことですか。【2 月 1 6 日追加】

A. 「資本金の額又は出資の総額が 1 0 億円未満であること」、「資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2, 000 人以下」のいずれかを満たす会社や会社以外の法人（※）を指します。

※会社以外の法人の例

農業法人、法人税法別表第二に該当する法人（公益財団（社団）法人、一般財団（社団）法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人等）、法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（N P O 法人等）

Q 1 5. 営利型の一般財団法人や一般社団法人は対象になりますか。

A. 国の持続化給付金の対象と同様、医療法人、農業法人、N P O 法人など会社以外の法人、フリーランスを含む個人事業者についても幅広く対象となります。

※法人の場合、資本金の要件があります。

- ・資本金の額又は出資の総額が 1 0 億円未満であること
- ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2, 000 人以下であること

Q 1 6. 資本金や常時使用する従業員数の基準日はいつですか。【2月16日追加】

A. 申請日時点となります。

Q 1 7. 農林水産業を営む個人事業者は対象となりますか。

【2月16日追加】

A. 個人の農業者，林業者，漁業者，農林水産関連事業者も対象となります。
個人農業者（白色申告，青色申告）は，前年の月ごとの事業収入が税務書類で確認できないため，原則として，前年の月平均の事業収入を算出（前年の年間事業収入÷12か月）し，これに基づき給付要件に該当するかを判断します。

Q 1 8. フリーランスは対象となりますか。

【2月16日追加】

A. 事業として行っている場合のみ対象となります。確定申告書の写し等を提出していただき，業種や屋号，事業収入等が計上されているかどうかを確認させていただきます。
なお，雇用契約によらない業務委託契約等に基づく主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の方についても，給付要件を満たせば対象となります。

Q 1 8 - 2. 「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」とは，どのような事業者が該当するのですか。【2月26日追加】

A. フリーランスを含む個人事業者の方で，雇用契約によらない，業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を，主たる収入として，税務上の雑所得又は給与所得で，確定申告をしている方が該当します。（確定申告において事業所得に係る収入がある方は該当しません。）

（一例）

- ・委任契約に基づき，音楽教室や学習塾の講師など，「生徒を教える」という役割を委任されている方
- ・請負契約に基づき，成果物を納品されているエンジニアやプログラマー，WEBデザイナー，イラストレーター，ライターなど
- ・業務委託契約に基づき，化粧品や飲料など，特定取引先の商品を届け，集金する業務を委託されている方 など

※上記の職種であっても，会社等に雇用されている方（サラリーマンの方，パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。）は該当しません。

Q 1 9 . 昨年創業しましたが、給付対象となりますか。 【2月26日変更】

- A. 対象期間（令和2年12月～令和3年2月）の前月である令和2年11月30日までに創業した方は、特例により対応します。
具体的には、令和2年1月から11月までの新規開業者を特例の対象とし、6月から11月まで（7月以降開業の場合は開業月から11月まで）の月平均売上高と、対象期間のうちのひと月の売上高とを比較して、売上減少率を算出し、要件を満たせば給付を受けることができます。

Q 2 0 . 新型コロナウイルスの影響により、すでに廃業したのですが、対象となりますか。 【2月16日追加】

- A. 事業の継続を目的とした支援金であるため、すでに廃業された方は、対象となりません。

**Q 2 1 . ①本店が鹿児島県外にある法人ですが、県内に支店を置いて行っている場合、支援金の対象となりますか。
②主たる事業所が県外にある個人事業者ですが、県内に居住している場合、支援金の対象となりますか。 【2月16日追加】**

- A. 本支援金は、以下に該当する事業者を対象としています。
・県内に本店（※1）又は主たる事務所（※2）を有する法人
・県内に主たる事業所又は納税地を有する個人事業者
よって、①は対象外、②は納税地が県内である場合は対象となります。

※本 店：会社の登記簿に記載された「本店」をいう。【株式会社、特例有限会社等】

主たる事務所：法人（会社を除く）の登記簿に記載された「主たる事務所」をいう。【医療法人、農業法人、一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人、公益法人等】

主たる事業所：所得税青色申告決算書及び白色申告に係る収支内訳書の「事業所所在地」欄に記載された事業所をいう。

Q 2 2 . 本店は県内にある事業者（法人）ですが、県外で事業を行っており、県内で事業を行っていない場合、支援金の対象となりますか。 【2月16日追加】

- A. 県内に本店がある法人で、給付要件を満たせば、対象となります。
なお、県内での事業実態を資料等により確認させていただく場合があります。

Q 2 3. 県内で、飲食店やスナック、コンビニなど複数部門の経営を行っています。スナック部門で事業収入（売上）が90%の減、他部門では50%未満の減となっていますが、1つの部門において売上減少率を満たしていれば、給付対象となりますか。 【2月16日追加】

A. 本支援金の申請は、法人又は個人事業者単位で認められるため、事業者が複数部門を経営しており、その一部の事業部門だけが要件を満たしていても、事業者全体として要件を満たしていない場合は、給付対象となりません。

Q 2 4. 1/25からの県の時短要請協力金の支給を受ける飲食店ですが、この支援金も給付を受けられますか。

A. 要件を満たせば、重複して給付を受けることは可能です。

< Q 2 5 ~ Q 3 0 : 拡充対象業種に係る Q & A >

Q 2 5. 5市（鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市、奄美市）に所在する飲食店で、夜9時以降も営業していますが、時短要請には応じませんでした。拡充対象になりますか。 【2月5日追加】

A. 時短要請対象施設に該当する5市の飲食店は、拡充対象ではありません。
※売上減少率70%以上であれば、20万円の給付対象。

Q 2 6. 元々昼間のみ営業している飲食店であり、営業時間は短縮していません。拡充対象になりますか。 【2月5日追加】

A. 売上減少の要件を満たせば、拡充対象になります。

Q 2 7. 県が営業時間の短縮要請を行った5市（鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市、奄美市）で飲食店を営んでおり、それとは別に5市以外でも飲食店を営んでいます。支援金の対象になりますか。（時短要請協力金と重複して受給できますか。） 【2月16日追加】

A. 法人の場合は本店が、個人事業者の場合は主たる事業所（店舗）が5市以外に所在している事業者は、時短要請協力金の受給にかかわらず、事業者全体において50%以上の売上減少で上限20万円、70%以上の売上減少で上限30万円の給付対象となります。

なお、5市に所在する飲食店が本店又は主たる事業所で、21時以降も営業している店舗である場合は、時短要請協力金の受給にかかわらず、70%以上の売上減少で上限20万円の給付対象となります。

Q 2 7 - 2. 1つの店舗でカラオケとスナックを営業しています。拡充支援の対象になりますか。

別々の店舗で飲食店と衣料品店を営業しています。拡充支援の対象になりますか。 【2月26日追加】

A. 拡充対象業種であることについて、食品衛生法に基づく営業許可証で確認することができ、店舗がすべて鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市、奄美市以外にある方は、拡充支援の対象になります。

上記5市内に店舗（飲食店）がある場合、営業時間が21時までである方は、拡充対象になります。

なお、店舗（飲食店）が上記5市内のみにあり、21時以降も営業をされている方は、拡充対象になりません。（全店舗の合計で売上減少率が70%以上である場合は、上限20万円の給付を受けることができます。）

Q 2 7 - 3. 5市（鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市、奄美市）で、21時以降も営業している飲食店と宿泊業を営んでいます。拡充支援の対象になりますか。 【3月5日追加】

A. 5市内に営業時間が21時以降である飲食店を営業していても、拡充対象業種に該当する事業を実施している事業者は、拡充支援の対象になります。

Q 2 8. 拡充対象の「飲食店の直接取引先」とは、どのような事業者ですか。 【3月5日変更】

A. 「飲食店の直接取引先」は、県内の飲食店と反復継続した直接取引がある事業者をいいます。

具体的には、2018年12月から2019年2月及び2019年12月から2020年2月のそれぞれの期間において、同一の飲食店と複数回（原則、2回以上×2期間）の直接取引を行っている事業者で、農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者が対象になり得ます。

なお、直接取引先である飲食店は、県の営業時間短縮要請に応じたかどうかは問いませんが、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得している店舗である必要があります。

（対象となり得る事業者の例）

- ・食品・飲料の加工、製造、販売を行う事業者
- ・食器・調理器具・備品・消耗品の販売を行う事業者
- ・接客（ホステス等）・清掃等のサービスを提供する事業者 など

※ 提出書類などの詳細は、県ホームページに掲載している申請要領をご確認ください。

Q 2 9 . 拡充対象の「旅行業」とは、どのような事業者ですか。

【 2 月 1 6 日追加】

- A. 「旅行業」は、旅行業法に基づく国又は県の登録を受けている、旅行業、旅行業者代理業、旅行サービス手配業の3種類の事業者を指します。観光ガイドやお土産業などはこれに該当しません。(ひと月の事業収入が70%以上減少している場合は、給付額上限20万円の対象となります。)

Q 2 9 - 2 . 民泊を行っていますが、拡充対象の「宿泊業」に該当しますか。

【 3 月 5 日追加】

- A. 民泊サービスの提供にあたり、旅館業法の営業許可が不要であり、住宅宿泊事業法の届出を行っている事業者は、「業種、営業形態等がわかる資料」として、届出番号を確認できる標識(写し)を提出することにより、拡充対象の「宿泊業」として申請することができます。

Q 3 0 . 拡充対象の事業者であるか、どうやって確認するのですか。

【 2 月 2 6 日変更, 3 月 5 日変更】

- A. 申請時に、拡充対象の業種であることが分かる営業許可証の写しや、飲食店と反復継続した直接取引があることを証明する帳簿書類(売上台帳, 通帳, 請求書等)の写しなどを提出していただき、確認を行います。

拡充対象の業種	業種、営業形態等がわかる資料
飲食業(営業時間短縮要請対象外の店舗を有する事業者のみ)	・食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可証(写し) ・飲食店営業時間申出書(※鹿児島市, 薩摩川内市, 霧島市, 鹿屋市, 奄美市のみ)
飲食店の直接取引先	・飲食店との反復継続した直接取引を証明する帳簿書類(売上台帳, 通帳, 請求書, 領収書等)の写し ・飲食店との直接取引申出書 ・貸借減免等確認書(※必要な場合のみ)
タクシー	・道路運送法に基づく事業の許可書(写し)
運転代行	・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定証(写し)
宿泊業	・旅館業法に基づく営業許可書(写し)又は住宅宿泊事業法に係る届出番号を確認できる標識(写し)
旅行業	・旅行業法に基づく登録票(写し)
貸切バス	・道路運送法に基づく事業の許可書(写し)
レンタカー	・道路運送法に基づく事業の許可書(写し)

※ 上記資料は、拡充対象の方のみ提出が必要です。

詳細は、県ホームページに掲載している申請要領をご確認ください。

<申請手続きについて>

Q 3 1. 支援金の申請期間はいつからいつまでですか。 【2月16日変更】

A. 申請期間は令和3年2月26日（金）から3月31日（水）まで（当日消印有効）とします。

Q 3 1 - 2. 支援金は、いつ頃振り込まれますか。 【2月26日追加】

A. 提出された申請書類の記載内容、証拠書類等に不備がない状態であれば、最短で2週間程度でお支払いできるものと考えています。
多くの方からの申請に備え、十分な審査体制により、一日でも早くお支払いできるように努めております。

Q 3 1 - 3. 給付に係る審査結果は、通知がありますか。 【2月26日追加】

A. 支援金の給付を決定した場合は、申請者へ決定通知書を送付します。
また、審査の結果、給付を行わない場合も、文書で通知いたします。

Q 3 2. 申請書類はどこで入手できますか。 【2月26日変更】

A. 緊急支援金の申請書や申請要領は、2月26日（金）13時に県ホームページへ掲載しています。
また、以下の場所で書類を受け取ることができます。
・県庁（1階正面玄関近くの配架コーナー）
・県の各地域振興局・支庁（離島事務所含む）
・各市役所・町村役場 ・各商工会議所・商工会
・（公財）かごしま産業支援センター

Q 3 2 - 2. 申請書類の作成支援を受けられるサポート会場はありませんか。 【2月26日追加】

A. サポート会場はございません。
ご不明な点は、事業継続緊急支援金給付事業事務局のコールセンターへお尋ねください。

コールセンター：099-248-7334（平日9～17時）

※2/26（土）及び27日（日）は、お問合せを受け付けています。

Q 3 3. なぜ簡易書留やレターパックで申請する必要があるのですか。県庁や県の出先機関に持参してよいですか。 【2月26日変更】

A. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請書の持参はご遠慮ください。

万一、申請書類が届かない状況が生じた場合も、申請者において送付物を追跡確認できるよう、簡易書留又はレターパックで申請いただくこととしています。

※ 申請書の送付先は県庁ではありませんので、ご注意ください。

送付先：〒892-0825

鹿児島市大黒町1番3号 ブラザー鹿児島ビル3階-1
鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業事務局 宛

Q 3 4. 代理の名義で申請は可能ですか。 【2月16日追加】

A. 申請は、法人（代表者）、個人事業者ともに、本人による申請となります。身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申請の支援をして頂くことは問題ありません。ただし、緊急支援金の代理申請や代行入力などを装った詐欺にはご注意ください。

Q 3 5. 申請者名義と異なる口座を指定することはできますか。

【2月16日追加】

A. 同一名義でお願いします。

Q 3 6. 現金で直接支援金を受け取ることは可能ですか。 【2月16日追加】

A. 口座振込のみとなります。

<申請書類について>

Q 3 7. 申請書類に国の持続化給付金の給付通知書を添付する必要がありますか。

【2月16日追加】

A. 持続化給付金の給付通知書は不要です。本支援金は、持続化給付金の給付を受けた方も受給可能です。

Q 3 7 - 2. 営業許可証などの「業種、営業形態等がわかる資料」は、必ず提出しなければならないのですか。 【3月5日追加】

A. 以下に該当する事業者で、拡充支援対象として申請される方は、「業種、営業形態等がわかる資料」の提出が必要です。業種等によって必要な資料が異なりますので、申請要領で詳細をご確認ください。

- ・ 飲食業（営業時間短縮要請対象外の店舗を有する事業者のみ）
- ・ タクシー ・ 運転代行 ・ 飲食店と直接取引がある事業者
- ・ 宿泊業 ・ 旅行業 ・ 貸切バス ・ レンタカー

<その他>

Q 3 8. 事業の施設を有していることが申請の要件になりますか。 【2月16日追加】

A. 施設の有無は要件ではありません。

Q 3 9. 事業実態がないにもかかわらず給付を受けた場合や、申請書に虚偽を記載して給付を受けた場合、どうなりますか。 【2月16日追加】

A. 申請書の審査段階において不正等が疑われる場合、事実確認のため、別途資料の提出を求めることなどがあります。給付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、支援金の不給付決定を行います。不正受給等が判明した場合は、所轄警察署等へ速やかに通報するとともに、給付した支援金の返還、加算金を納付いただくなど厳正に対処します。

(不正な申請の例)

- ・ 事業を実施していないにもかかわらず、必要書類を偽造して事業実態があるように見せかけて申請している。
- ・ 売上台帳等を偽造して実際の売上より少なく見せかけ、給付要件を満たしていると装って申請している。
- ・ 拡充対象業種に該当しているよう見せかけるため、飲食店と直接取引の実態がないにもかかわらず、知り合いの飲食店等に依頼して偽造した挙証書類を添付して申請している。 など

Q40. この緊急支援金は、課税対象となりますか。

【2月16日追加】

- A. 本支援金は、厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。